

入学辞退について

(1) 学校推薦型選抜合格者について

- 1 特別な事情により入学を辞退される場合は、合格者の推薦を行った高等学校長若しくは中等教育学校長から、令和4年2月21日(月)17時までに「学校推薦型選抜入学辞退願」(様式は任意)を書留郵便にて郵送(必着)で本学へ提出し、その許可を得た場合に限り、入学辞退を認めます。この場合を除き、出願済の国公立大学を受験しても合格の対象とはなりません。
- 2 入学手続きを完了した方が既に納付した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

(2) 総合型選抜合格者について

- 1 特別な事情により入学を辞退される場合は、令和4年2月21日(月)17時までに入学辞退願を書留郵便にて郵送(必着)で本学へ提出し、その許可を得た場合に限り、入学辞退を認めます。この場合を除き、出願済の国公立大学を受験しても合格の対象とはなりません。
- 2 入学手続きを完了した方が既に納付した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

注意事項

- (1) 学校推薦型選抜・総合型選抜合格者は、入学又は入学辞退のいずれの手続きも行わないまま放置することがないように留意してください。
- (2) 入学手続き期間内に入学手続きを完了しない場合は、本学推薦・総合型選抜合格者としての権利を失います。なお、この場合、出願済の国公立大学・学部の個別学力検査等を受験しても、合格の対象とはなりません。

(3) 一般選抜【前期・後期日程】合格者について

1つの国公立大・学部（国際教養大学及び新潟県立大学を除く。以下同じ。）に入学手続きを行った方は、これを取消して他の国公立大・学部に入學手続きをすることはできないことになっています。ただし、後期日程の合格者で入学手続きを完了した者が、前期日程の追試験を受験し合格者となった場合にはこの限りではありません。

本学に入學手続きを完了した方で入学を辞退する場合は、入学辞退願によって、令和4年3月31日(木)15時までに当該学部の学務担当に入学辞退の手続きをしてください。(郵送の場合は、簡易書留で封筒の表面に「入学辞退願在中」と朱書きし、令和4年3月31日(木)15時までに本学必着。持参の場合は、土日祝日を除き当該学部の学務担当にて受付をします。

入学手続きを完了した方が既に納付した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

なお、所定の期日までに入学辞退願を提出しないときは、令和4年度前期分の授業料を納付する義務が生じます。